

坂口 勝也	公明	代表	二
-------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

一 新型コロナウイルス感染症対策について

(一) 区の現状と課題

ア 陽性者等への対応と療養・入院の状況

(ア) 陽性者・濃厚接触者への対応の状況と課題

(イ) 自宅や宿泊療養、入院の状況と課題

【要旨】

感染者数の急増で、陽性者等への対応も緊迫した状態が今なお続いている。

第五波における陽性者・同居家族等濃厚接触者への対応状況と課題は如何か。

また、現在、宿泊療養や入院が困難な状況もあると伺っているが、自宅や宿泊療養、入院の状況並びに課題について伺う。

坂口 勝也

公明

代表

二

一 (一) ア (ア) (イ)

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策について、
順次、お答えします。

まず、区の現状と課題のうち、
陽性者等(とう)への対応と

療養・入院の状況についてです。

いわゆる第五波は、六月上旬から始まり、

従来の第一波から第四波に比べて
急激な増加となり、八月第三週には、

区内の週間の新規発生患者数が
過去最大の九百五十八人となりました。

第五波の特徴は、

ワクチンやPCR検査により、

高齢者の感染、死亡、

高齢者施設や医療機関でのクラスターが減った一方で、
ピーク時の新発生患者数の多さ、
そこに至る増加スピードの速さ、

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

子どもの感染の増加、
四十代や五十代での重篤な患者の増加
などがあります。

その結果、入院医療や宿泊療養施設が逼迫し、
自宅で待機または療養を
せざるを得ない患者が増加しました。

北区保健所では、
これらの陽性者および同居家族への
自宅療養支援等を、
精力的に実施いたしました。が、
急激な患者数の増加には十分に対応できず、
一時的にはありますが、
重症患者への対応を優先した結果、
軽症の自宅療養者への連絡に
数日間の遅延が生じました。

こうした遅延は、全庁的な応援体制等により、

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

現在は解消されており、
新発生の患者については、
医師からの発生届の受理から、
一両日中に保健所から連絡できています。
入院や宿泊療養の現状については、
重症患者の入院・転院は
引き続き逼迫した状態にあり、
妊娠、透析、認知症、障害の合併患者等の場合には
入院調整に数日を要することもあります。
中等症患者については、
届出当日か翌日には入院できる状況にあります。
また、宿泊療養の対象者も、
届出翌日までには処遇されています。
現在の課題としては、
新発生患者数が引き続き高い水準にあるため、
自宅療養となっている患者が

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

急速に重篤となる場合に備えた、
自宅療養者への支援体制の強化が
優先課題となっています。

坂口 勝也	公明	代表	二
-------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

一 新型コロナウイルス感染症対策について

(一) 区の現状と課題

イ 早急に必要方が入院や宿泊療養できる
体制整備

【要旨】

新型コロナウイルスに感染した自宅療養中の妊婦が入院できずに自宅で出産し、新生児が亡くなった痛ましい事案があり、早急に必要方が入院や宿泊療養できる体制整備が重要だ。区としての見解と都や国の対応状況を伺う。

坂口 勝也

公明

代表

二

一(一)イ

次に、早急に必要な方が

入院や宿泊療養できる体制についてです。

新型コロナウイルス感染症は、

軽症と思われていた方が、

急に悪化することがあるため、

透析患者など、早急に入院医療が必要な方が、

速やかに入院できる体制を

予め確保することが大切です。

このため、国や東京都は、

広域的な観点からの病床確保や

入院待機ステーションの設置などの

取り組みを進めているところです。

区といたしましては、

こうした患者さんの急変を

早期に発見し、迅速に対応できるよう、

訪問看護や訪問診療の

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

体制の充実に取り組んでまいります。

また、

新型コロナウイルスに感染した妊婦につきましては妊娠へのリスクがあることから、

要入院患者として東京都の入院調整を依頼しています。

しかし、多くの入院待機者が発生した時期は、

妊婦であっても

自宅療養を余儀なくされるケースがあり、

不安を抱える妊婦への療養支援の必要性や、

急変時の分娩受け入れ体制の確保が課題となりました。

そうした中、区では、八月下旬から実施している、

訪問看護師による自宅療養者の健康観察の対象とし、

妊婦の療養支援をおこなっています。

一方で、先日開催された

城北ブロック周産期連携会議における協議においても、かかりつけ産婦人科医による

(後頁へ続く)

坂口 勝也	公明	代表	二
-------	----	----	---

(前頁から続く)

頻回な遠隔診療を行うこととなり、また、区内医療機関における正期産(せいきざん)の分娩が可能となりました。

さらに、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる、

いわゆる「スーパー総合周産期センター」の運用により専用分娩室等が確保されるなど、

新型コロナウイルスに感染した妊婦への強力な療養支援体制が確保されたところです。

今後も、不安を抱える妊婦に寄り添い、安全・安心に療養できる体制確保に努めてまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

一 新型コロナウイルス感染症対策について

(一) 区の現状と課題

ウ(ア) パルスオキシメーター等について

【要旨】

保健所では、自宅療養者の急変を防ぐためパルスオキシメーターの貸与をしているが、その貸与基準や現状、また、配食の状況について伺う。

坂口 勝也

公明

代表

二

一(一)ウ(ア)

次に、パルスオキシメーターの貸与については、パルスオキシメーターは、

血中酸素濃度等から判定された重症度、重症化するリスクの有無、

本人の希望

などを基準に貸与しており、

九月八日現在で、三百六十九台が貸し出し中です。

また、配食サービスについては、

本人の希望に基づき、

一般的な食品については

東京都のフォローアップセンターが配給し、

北区保健所は宗教食等の特殊な食品について

配給するなど連携して実施しており、

保健所からは

一回あたり七食分を単位として

同日現在で百六十一人に配布いたしました。

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

今後とも、様々な方法で、

自宅療養者への支援の充実に努めてまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

一 新型コロナウイルス感染症対策について

(一) 区の現状と課題

ウ (イ) 抗体カクテル療法の効果と現状

【要旨】

重症化を防ぐ抗体カクテル療法が宿泊療養や外来で可能となった。その効果と現状について伺う。

坂口 勝也

公明

代表

二

一(一)ウ(イ)

次に、抗体カクテル療法の効果と現状についてです。
抗体カクテル療法については、

重症化リスクのある軽症患者に

重症化を防止する効果があるとされています。

区内のコロナ病床を有する

四つの医療機関においては、

すでに自院の入院患者等への投与が

始められています。

区としては、自宅療養者の

安全・安心な療養体制を確保する観点から、

重症化リスクのある自宅療養者が

症状が発現してから速やかに投与される仕組みを

北区医師会 及び

コロナ病床を有する医療機関と検討中であり、

今週には、

病診連携による、北区版の体制を開始する予定です。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

一 新型コロナウイルス感染症対策について

(一) 区の現状と課題

エ 保健所の体制強化やリスク管理について

【要旨】

保健所の体制も逼迫している状況が続いており、人員、スペース確保のため、九月一日から王子健康支援センターの移転を行いました。今後、新たな変異株など拡大局面も見越したさらなる体制強化、保健所職員のリスク管理も検討しておく必要があると考えるが、区の見解を伺いたい。

坂口 勝也

公明

代表

二

一 (一) エ

次に、保健所の体制強化やリスク管理についてお答えいたします。

区は、これまでも

新型コロナウイルス感染症の発生動向に応じて、保健師をはじめ、

衛生監視員や事務職など全庁的な応援により、体制強化を図るとともに、事務スペースの確保に努めてまいりました。

感染症の発生動向やリスク管理の観点も含め、保健所の体制整備が重要と認識していることから、引き続き、感染拡大の局面に対応できる体制を確保してまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

一 新型コロナウイルス感染症対策について

(二) ワクチン接種について

ア ワクチン接種開始当初の高齢者の予約支援について

【要旨】

高齢者のワクチン優先接種を開始した当初、いわゆるデジタルデバイスからインターネット予約ができない高齢者がいたことを、区はどのように捉えているか。また、予約相談、代行は早期開設が必要だったのでないか、見解を問う。

坂口 勝也

公明

代表

二

一 (二) ア

次に、ワクチン接種について順次お答えいたします。
まず、当初の高齢者のワクチン予約については、

高齢者のワクチン接種の予約は、

五月六日に開始しましたが、

コールセンターに繋がりがづらい状況が続く中で、

インターネットでの予約もできない方が

多くいたことは、ご指摘のとおりです。

区では、高齢者の優先予約期間を、

予約開始日から七月上旬とし、

接種を希望する方は、優先予約の期間内には

概ね予約ができるものと見込んでいましたが、

電話が繋がらず、インターネットも使えないことから

予約ができていない方がいるとの声が、

区に寄せられました。

これを受け、区では、六月初旬に

高齢者あんしんセンターの職員等が、

地域振興室等において、

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

高齢者を対象とした

予約代行などの支援を行いました。

区といたしましては、できる限りすみやかな

対応をしたところですが、

接種を希望しながらも、

インターネットに不慣れであるなど、

お一人では予約が出来ずにいる方(かた)を支援するため

今後の予約開始日に合わせて、

北とぴあ、滝野川会館、赤羽会館の三か所で、

予約代行などの支援を実施します。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

一 新型コロナウイルス感染症対策について

(二) ワクチン接種について

イ 予約枠に対象年齢等の絞り込みも必要ではなかったか。今後の普及啓発が重要になってくると考えるが、若者へのインセンティブも含め区の考えを問う。

オ アストラゼネカやモデルナの活用についての区の見解を伺う。これまでの接種体制の総括と来年以降の見通しについて伺う。

【要旨】

区内のワクチン接種も医療機関、医師会の協力のもと、本年五月十日、七十五歳以上の方から接種が始まり、現在は十二歳以上のすべての区民の方が対象で、まさに走りながら考えるという難しい状況であったと推測する。

七月十二日の対象年齢は四十歳から五十九歳、七月二十六日の十二歳以上の予約については、すべて短時間で予約が満杯となり、絞り込みが必要ではなかったか。さらに、八月二十八日には予約が取りやすい状況にあり、今後はワクチン接種の普及啓発が重要になってくると考える。若者へのインセンティブも含め区の考え方を示すよう求める。

国からアストラゼネカ製の接種の意向確認があり、品川区、武蔵野市、川口市などで接種を行っているが、区の決定についての見解を伺う。また、今後モデルナ製が供給された場合の対応や、3回目接種を含めて来年以降の見通しと本年の総括を踏まえた接種体制を構築すべきと考えるがいかがか。

坂口 勝也

公明

代表

二

一 (二) イオ

次に、新型コロナウイルス感染症対策のうち、ワクチン接種についてお答えいたします。

まず、これまでの予約開始時における

対象年齢等（とう）の絞り込みの必要性についてです。

当初の計画では、重症化リスクの高い年代から

段階的に予約を受け付ける方法を予定しておりました。

しかしながら、国の大規模接種会場での接種及び

職域接種が年齢の制限なく開始されたことから、

中途から全年代を対象とすることといたしました。

一方、最新の予約開始日の状況では、

予約が埋まるまで一定の時間を

要するようになっていたため、

今後希望者が減少する状況も予想されます。

そのため、ご指摘の若者を含め、

未接種の区民にできる限りの方法で

接種の有効性について周知を図り、

（後頁へ続く）

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

一層の勸奨に努めることと致します。

次に、アストラゼネカやモデルナの活用についてです。

これまで、アストラゼネカは八月初旬、モデルナは八月十九日に、国から最初の意向調査がありました。

北区は、これまでの供給状況から、ワクチン種別にかかわらず

区市町村へ供給されるワクチンの総量はほぼ同じとなっていることから、申し込みを控えてきました。

一方で、ファイザー社製ワクチンの供給量の見通しが明らかとなったため、今後は、国からの意向調査が示されれば、他のワクチンによる増強についても前向きに検討してまいります。

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

次に、これまでの接種体制の総括と
来年以降の見通しについてです。

北区は区民の安全・安心を確保するため、
すべてのワクチン接種を医療機関で行い、
多くの医療機関の協力により
国が目標とした全国で一日百万回接種を
上回る接種体制を構築し、
七月には希望する高齢者への接種を
ほぼ達成することが出来ました。

一方で、ワクチン供給量が
当初の予想を下回ったため、
現在はワクチンの供給量に合わせて
接種体制を再構築している状況で、
東京都が試算した職域接種における
北区民への接種推計量と合わせると、
十月中には対象となる区民の八割が接種できる
(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

ワクチンが供給される見込みです。

今後とも、国及び東京都に

ワクチン供給の促進を要請し、

十一月までの希望するすべての区民への

接種完了に向けて取り組んでまいります。

更に、今後の予約開始日に合わせて、

北とぴあ、滝野川会館、赤羽会館の三か所で

予約支援を実施し、

リスクの高い方にも

迅速に予約を確保していただくことを支援いたします。

また、今後は更なるワクチンの確保を図りながら、

接種方法の工夫や充実に努め、

希望するすべての区民が接種できるよう

取り組んでまいります。

また、来年以降の見通しについては、

ワクチン種類の拡充、未接種者への勧奨や

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

追加接種等(とう)の予想される課題について、
医師会や医療機関との連携により、
引き続き全力を挙げて
対応してまいりたいと考えています。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

- 一 新型コロナウイルス感染症対策について
- (二) ワクチン接種について
 - ウ 残余ワクチン接種に対する区の考えと、インフラを担う人たちの優先接種の必要性について

【要旨】

区内医療機関で生じた残余ワクチンは、区内介護事業所従事者等を対象に接種してきたが、当日の案内に対応するのは、勤務体制上、難しいとの声があるが、区はどのように考えるか。また、介護従事者等インフラを担う人たちへは優先接種も必要ではなかったか。

坂口 勝也

公明

代表

二

一 (二) ウ

次に、区内接種施設で生じた残余ワクチンを、区内の介護・障害福祉サービス事業所の従事者や保育士などへ接種してきたことについてです。

残余ワクチンは、接種予約者の

急なキャンセルにより発生することから、

接種を希望する事業所では、勤務体制から、

当日の対応は困難との声もありますが、

残余ワクチンが無駄にしないという主旨を

ご理解いただけるよう、丁寧な説明に努めています。

なお、残余ワクチンの有効利用 及び

様々な接種機会の確保を進めたことにより、

接種の対象としてきた従事者については、

希望する方への接種が概ね完了している状況です。

引き続き、限られたワクチンが無駄にすることなく、

公平公正な接種に努めてまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

- 一 新型コロナウイルス感染症対策について
- (二) ワクチン接種について
- エ 未接種高齢者への対応状況と訪問接種について

【要旨】

八月二十四日現在、六十五歳以上の高齢者で未接種の方が一万三千三百六十九人いるが、この方への対応状況を伺う。また、江戸川区や荒川区では在宅要介護者などに巡回接種をおこなっており、区でも調査のうえ実施すべきと考えるが見解を伺う。

坂口 勝也

公明

代表

二

一（二）エ

次に、在宅要介護者の訪問接種についてです。

接種施設に行くことが出来ない方の対応については、

北区医師会と協議し、

区内の訪問診療を行う医療機関に

訪問診療時に接種を行っていただいております。

また、

接種施設に行くことのできない在宅療養者から
相談を受けた際には、

北区医師会の協力により

往診接種を行う体制が確保されております。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項)

一 新型コロナウイルス感染症対策について

(三) 困窮者支援について

【要旨】

コロナ禍で失職や収入が減少した方々に生活福祉資金(緊急小口資金と総合支援資金)の特例貸付を行っており、両資金ともを住民税非課税であれば返済を免除されるが、それ以上だと減額や免除はない。

一年半を越えるコロナ禍での大変厳しい状況が続いており、借りた方の経済状況に応じて、返済の免除または減額を国に要望できないか、区の見解を伺う。

坂口 勝也

公明

代表

二

一 (三)

次に、困窮者支援についてお答えします。

社会福祉協議会が実施している、

緊急小口資金や総合支援資金といった、

コロナ禍での特例貸付にかんしては、

現在も国において、感染症の影響や

特例貸付の動向等を踏まえて検討が行われており、

先般も、申請受付期間が、

八月末から十一月末まで延長されたところです。

また返済についても、返済が始まるまでの期間が

令和四年三月末まで延長されるとともに、

免除にかんしては、世帯員のうち、借受人(かりうけにん)と

世帯主の住民税が非課税であれば対象とされました。

国においては、適宜、必要な措置が講じられていると

認識しており、今後も、国の動向を注視するとともに、

感染拡大による影響への対応について必要な事項は、

区長会等を通じ国や東京都に要望してまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

一 新型コロナウイルス感染症対策について

(四) 小・中学校、保育園等について

ア 小中学校、保育園で多くの新型コロナウイルス感染者の報告がされており、さらなる感染対策の強化も必要と考えるが、区としてはどのように考えているか。

坂口 勝也

公明

代表

二

一 (四) ア

次に、小中学校、保育園での感染対策の強化についてです。

七月下旬以降、東京都内の感染拡大にあわせ、区立小中学校や区内保育園における感染者数も急増しています。

このような状況もあり、学校の夏休み終了にあたり、

教育委員会から区立学校や区内保育園に対し、

北区版ガイドラインなどを踏まえた

基本的な感染症対策の徹底を図るよう

再度の周知を行うとともに、保護者にも同様に、

家庭内での対応について、協力を呼び掛けました。

一方、教職員や保育士などは、

日々、児童・生徒や園児と活動をともにするため、

感染拡大防止を図るとともに、

保護者等の不安を少しでも和らげることが、

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

求められています。

そのため、感染予防の効果や

副反応のリスクなどを周知したうえで、

ワクチン接種の勧奨を行うとともに、

区独自の緊急対応として、

ワクチン接種が二回済んでいない教職員等を中心に、

今月と来月の二回、PCR検査を実施するとともに、

感染者が発生した学校や保育園においても、

その都度、同様の対応を行う取組みを

開始することといたしました。

また、保健所の体制が非常に逼迫した状況の中、

学校や保育園で感染者が判明した際には、

教育委員会の各所管課が

学校や保育園から提出された資料に基づき、

濃厚接触者となる可能性のある方等の調査や特定を

速やかに行うこととし、

(後頁へ続く)

(答弁案)

教育長答弁

教育振興部学校支援課・子ども未来部保育課

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

施設内でのクラスター発生につながらないように
迅速な対応に努めることとしています。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

一 新型コロナウイルス感染症対策について

(四) 小・中学校、保育園等について

イ 小中学校の宿泊行事について、中止ではなく延期になったが、現時点での教育委員会の見解と状況を伺う。

坂口 勝也

公明

代表

二

一 (四) イ

次に、小中学校の宿泊行事についてです。

区教育委員会の所管する宿泊行事につきましては、まん延防止等重点措置の適用や緊急事態宣言が発出されている場合などは中止とし、中止となる場合は可能な限り宿泊を伴わない代替活動を設定することとしておりましたが、国からも最終学年の宿泊行事については特段の配慮を求められていることもあり、小学校六年生の日光高原学園については、中止ではなく延期としたところです。

延期の時期は、二月中旬から三月上旬であり、現在、実施に向けて準備をしております。

また、中学校三年生の修学旅行については、実施の可否は学校の判断になりますが、緊急事態宣言等の期間中でも実施可能となるよう、

(次頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

学校と新幹線が発着する駅までの往復に貸し切りバスを利用することができました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用が全国各地で行われている現下の厳しい状況を踏まえ、今月実施する予定だった一校については、宿泊場所等の代替日程確保が難しいことなどから、既に、中止を決定しており、今後、同様の学校が出る可能性も考えています。なお、修学旅行等の中止や延期に伴うキャンセル料等については、保護者の負担になることがないよう適切に対応してまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 誰一人取り残さない北区のために

(一) 公契約条例について

ア 条例は区内事業者育成の観点の主眼に

イ 条例の制定にあたって解決すべき課題について

ウ 入札、契約制度の課題について

【要旨】

公契約条例は適正な労働環境の確保、入札、契約の適正化、区内事業者の受注機会の確保が目的と言われているが、区内事業者育成の観点も主眼に置くべきである。

条例の制定にあたっては、賃金に関する書類提出など事務負担の増大が懸念される。事務量の負担増大を抑制する方法の検討、中小事業者に配慮した、工事金額の適用範囲の検討が必要である。

条例に受注者と発注者が対等であることを示すとともに、制定の動きとあわせ、工事における適切な設計変更の実施、適正な予定価格等の設定等、課題改善に向け、事業者との一致点を見出していくべきである。

坂口 勝也

公明

代表

二

二(一) ア・イ・ウ

次に、誰一人取り残さない北区のために、
のご質問のうち、公契約条例にかんして、
順次、お答えいたします。

はじめに、条例は区内事業者育成の観点の主眼に、
との、ご質問です。

区はこれまでも、区の公共工事や物品購入にあたり、
公正性、経済性の確保を前提としつつ、
区内業者優先の方針にもとづき、
地域維持の担い手である、区内業者への発注を
拡大してまいりましたが、これは区内事業者育成の
考え方に基づくものです。

公契約条例の目的の一つである地域産業の活性化を
果たすためには、区内事業者の育成が、
不可欠であることから、条例制定にあたっては、
十分、検討をしております。

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

次に、条例の制定にあたって解決すべき課題についての、ご質問です。

まず、事務量の負担増大を抑制する方法の検討です。

先行各区の状況を調査いたしますと、

賃金の台帳を作成し、契約当初、及び

一定の期間ごとに提出を求める方式と、

区の定めた労働条件等の順守にかんする

チェックシートの提出を、契約時に求める方式の、

二つに大別することができると認識しております。

いずれの方式も、同程度の効果を

期待できると考えておりますが、

各区の状況を参考に、事業者の方々の、

事務の負担も考慮しながら、検討してまいります。

また、中小事業者に配慮した、

工事金額の適用範囲の検討についても、

一定程度の金額以上の案件とし、

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

受注者に求める提出書類と同様、各区の状況を参考に、事業者の方々の事務の負担も考慮しながら、検討してまいります。

次に、入札、契約制度の課題解決についてです。工事における設計変更が生じた場合には、必要に応じて、契約金額または工期の変更を、適切に実施してまいります。

また、最新の実勢価格を適正に反映した、積算に努めてまいります。

契約の発注者である区と、受注者である事業者とは、もとより対等である、との考えに基づき、今後とも、事業者団体の声を大切にしながら、入札、契約制度の改善に、取り組んでまいります。

坂口 勝也	公明	代表	二
-------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

- 二 誰一人取り残さない北区のために
- (二) パートナーシップ認証制度について

【要旨】

制度導入自治体では、公正証書を求める自治体もあるが、金銭負担が発生するため宣誓方式で行うべきではないか。また、届出時のプライバシーの配慮、さらに受理証明書、携帯カードへの通称名の使用の可否について区の考えを伺う。

宣誓した場合、利用できる公的サービスは何が考えられるか。また制度開始とともに公営住宅への入居を可能とする自治体も増加してきており、北区も区営住宅の入居も検討すべきと考える。さらに、制度について区民への周知・理解が重要であるが、区の見解を伺う。

坂口 勝也

公明

代表

二

二(二)

次に、パートナーシップ宣誓制度についてです。

区では、第六次アゼリアプランに基づき

性的少数者の人権と生活向上を目指し

取組みを進めてまいりました。

このたび、性的少数者の人権尊重にかんする

施策のひとつとして

パートナーシップ宣誓制度の導入について、

具体的な検討を開始することといたしました。

現時点の検討案といたしましては、

まず、宣誓の際に、提出していただく

書類につきましては

費用負担にも考慮し、

公正証書の提出は求めない考えであります。

また、届出に際しては、個室を用意するなど

プライバシーに配慮してまいります。

なお、通称名の使用など詳細につきましては、

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

当事者のご意見などを踏まえ

今後検討してまいります。

宣誓した場合に利用できる公的サービスについて、現時点で確実に予定されているものではありませんが、制度の開始に向けて、公的機関に対し、制度の趣旨を十分に説明し理解を求めてまいります。

区営住宅の入居につきましても、使用者の資格要件にかんする条例改正を視野に運用上の課題整理を含め、様々な角度から検討してまいります。

また、パートナーシップ宣誓制度の開始に合わせて制度の周知はもちろん区民の皆さまに対して、性的少数者についての理解促進に、取り組んでまいります。

坂口 勝也

自民

個人

二

(質問の事項及び要旨)

二 誰一人取り残されない北区のために

(三) 水害対策

ア 避難情報について

(ア) 本年五月の災害対策基本法改正により避難情報が改定され、区の避難情報の発出にどのような変化・影響があると考えるか。

(イ) 変更の意味合いについても、区民に周知すべきであり、さらに「高齢者避難」については、河川の氾濫が懸念される場合、早期に発出すべきと考えるが、区の見解は。

坂口 勝也

公明

代表

二

二(三) ア(ア)(イ)

次に、水害対策にかんするご質問にお答えします。
はじめに、避難情報についてです。

本年五月の災害対策基本法改正の

大きなポイントは、警戒レベル4(よん)に対応した

避難情報について、避難勧告が廃止され、

避難指示に一本化されたことと考えております。

区としては、今回の改正により、

避難情報の曖昧さが解消され、区民の方々に

避難のタイミングと

災害の発生リスクが高まっている状況を

分かりやすく伝達することができるようになったと

捉えております。

法改正の内容については、

北区ニュース・ホームページによる

広報に加え、町会・自治会の掲示板に

チラシの掲出等を行っているところですが、

(次頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

今後も防災訓練や防災に関する講話を行う際など機会を捉え適宜周知に努めてまいります。

また、水害では、河川の氾濫と土砂災害の発生が、住民の方々に大きな被害をもたらすと

考えておりますが、

いずれも発生が懸念される場合には、空振りをおそれず早い段階で「高齢者等避難」等の避難情報を発令するよう取り組んでまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 誰一人取り残されない北区のために

(三) 水害対策

イ 情報発信等について

(ア) 防災行政無線について、他の自治体では、防災行政無線の内容をメールやホームページに、リアルタイムで(自動的に)転送し配信するシステムを導入している。北区で導入すべきと考えるが、どうか。

(イ) 浸水想定区域では、本年三月より浸水深表示シールを掲示しているが、よりリアリティのある表示を行い、区民一人ひとりに具体的な行動を促すことが必要だ。浸水深表示シールに、国の荒川3D洪水ハザードマップのQRコードを添付したり、マイ・タイムラインの早期に推進すべきと考えるが、区の見解は。

坂口 勝也

公明

代表

二

二(三)イ(ア)(イ)

次に、情報発信等についてです。

まず、防災行政無線の内容をホームページやメールに自動的に取り込むシステムの導入についてです。

現在、北区における防災行政無線、

ホームページ、メールマガジンについては、

それぞれ個別の作業を行い、情報を発信しています。

また、ホームページやメールマガジンでは、

防災行政無線よりも

詳しい内容での発信を行う機会が多くあります。

そのため、ご提案のシステムを導入した際には、

無線の内容をそのまま発信したのちに、

区民の方には、同じような内容の情報を

続けて発信する場合が生じるといった

課題もあると捉えております。

(次頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

しかしながら、一つの作業により、同時に複数の形態での情報発信を可能にする取り組みは、緊急時において、効果が期待できることから、区といたしましては、今後、先行自治体へのヒアリングを行うなど研究を進めてまいりたいと考えます。

次に、浸水深表示シールへの荒川3D (スリーディー)

洪水ハザードマップの

QR (キューアール) コードの添付につきましては、お住いの方々が、水害発生時の被害について、実感をもってご理解いただける有効な手法と認識しております。

(次頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

しかしながら、浸水深表示シールの地点ごとに、異なるQR（キューアール）コードを作成し添付する必要があること等から

今後の研究課題とさせていただきます。

マイ・タイムラインにつきましては、

今年度、区では作成支援講座の開催回数を増やす計画としており、

新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、

積極的取り組みを推進してまいります。

坂口 勝也

自民

個人

二

(質問の事項及び要旨)

二 誰一人取り残されない北区のために

(三) 水害対策

ウ 要配慮者への避難支援について

(ア) 自力では避難できない要配慮者等への具体的な支援が重要。令和四年度の策定を予定している。北区大規模水害避難行動計画の内容について示してほしい。

(イ) 令和元年台風十九号の際、さまざまな自治体で、バス等の車両を用いた避難支援を行っているが、北区においても自力で避難できない要配慮者に対しバス等の車両を用いた避難支援を行うべきと考えるが、どうか。

(ウ) 低地にある高齢者福祉施設等避難の在り方の検討も重要と考えるが、区の見解は。

坂口 勝也

公明

代表

二

二(三)ウ(ア)(イ)(ウ)

次に、要配慮者等への避難支援についてです。

北区では、この度、令和四年十月の策定を目指し、

北区大規模水害避難行動支援計画の

策定に着手したところです。

本年七月開催の所管委員会で報告を行った通り、

本計画は、荒川等の氾濫を伴う大規模水害発生のお

おそれがある場合において、

低地部から高台へ自力での避難が難しい要配慮者等の

「逃げ遅れゼロ」の実現を目指すことを目的に

策定するものです。

内容といたしましては、

共助・公助の支援方針を整理し、

類型化した要配慮者ごとに適した支援者との

マッチングについての考え方を示すほか、

個別避難計画の策定方針と活用策、

(次頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

要配慮者に適した避難施設の在り方などを盛り込んでいく予定です。

さらに、要配慮者が利用する福祉施設等における避難にあたっての課題等を整理し、どのような避難確保計画を策定したらよいかといった点についても検討を行うこととしております。

次に、要配慮者の避難支援のために、バス等車両を活用することは、区としては必要な取り組みと考えております。

コロナ禍の影響のため、実施には至っておりませんが、災害時における緊急輸送協力に関する協定を締結している

区内のタクシー、バス事業者との訓練等を通じて、実際に大規模水害発生の際には、

(次頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

適切な支援を行うことができるよう
取り組みを進めてまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 誰一人取り残さない北区のために

(三) 水害対策

エ 荒川下流域の洪水被害防止

(ア) 荒川第二、第三調節池について

(イ) J R (ジェイアール) 東北本線荒川橋梁部の

堤防かさ上げ工事の進捗について

【要旨】

(ア) 台風十九号の際、荒川下流域の洪水被害防止に貢献したとされる荒川第一調節池に過去最大量を貯留し、さらなる安全対策として本年二月から、濁水のために荒川第一調節池に溜めている水を大雨の際に事前放流できる運用が開始したと伺っている。

北区議会として、令和二年第一回定例会において、荒川第二、第三調節池における早期完成と完成前の早期運用について意見書を提出しており、段階的運用が具体化したと聞いているが内容を伺う。

(イ) また、嵩上げ工事の進捗状況を伺う。

坂口 勝也

公明

代表

二

二(三)エ(ア)(イ)

次に、荒川下流域の洪水被害防止のうち

荒川第二、第三調節池(ちようせつち)についてです。

荒川流域は、都内の沿川(えんせん)人口密度が

全国一級水系中(すいけいちゆう)最も高く、

大規模氾濫が発生した場合には、

短時間で広範囲の人口集中地域が浸水するとともに、

多数の家屋倒壊等の被害、

ライフラインの長期停止、さらには、

経済活動への波及的影響も懸念されています。

国では、荒川流域の治水安全度向上を図るための

抜本的な対策として、

総容量約五千万立方メートルの調節池(ちようせつち)の

整備を進めており、令和八年の出水期までに、

荒川第二調節池(ちようせつち) 下流部の

囲繞堤(いぎょうてい)、仕切堤(しきりてい)、

排水門、池内水路(ちないすいろ)を整備し、

既存の横堤(よこてい)を活用することで、(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

段階的な効果の発現を目指しており、これにより、約千二百万立方メートルの洪水調節容量を確保することが可能となると聞いております。

次に、J R (ジェイアール) 東北本線荒川橋梁部の堤防かさ上げ工事についてです。

現在、国において、荒川水系河川整備計画に基づき、戦後最大洪水であるカスリーン台風と同規模の洪水等が発生しても災害の発生を防止又は軽減を図ることを目標として、堤防整備等の整備を実施しております。

J R (ジェイアール) 東北本線荒川橋梁部の堤防については、本年五月に、かさ上げ部の地盤改良が完了し、七月末には、周辺堤防と同程度の高さを確保したと聞いております。

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

今後、令和三年度末の完成を目指し、

法面(のりめん)のブロック張りや階段等を

整備すると聞いており、

区としても、河川管理者、東京都、沿川(えんせん)区等で

構成される

「荒川水系大規模氾濫にかんする減災対策協議会」

等において、取り組みの方針、状況等を共有し、

減災対策に取り組んでまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 誰一人取り残さない北区のために

(四) 通学路の安全確保について

【要旨】

六月に千葉県八街市で起きた交通事故を受けて、通学路の安全確保に向けた取組を求める要望を出し、教育委員会・学校・PTA・土木部・警察署による合同点検を求めたが、実施状況について伺う。

また、小学校の校門前道路でスクールゾーンになっていないところもあり、再度確認を行うべきと考えるが、区の見解を伺う。

坂口 勝也

公明

代表

二

二(四)

次に、通学路の安全確保についてです。

千葉県八街市での交通事故を受けた通学路の合同点検につきましては、文部科学省からの通知に基づき、現在、学校が把握した危険箇所の一リストを精査し、区長部局や区内三警察署と協議したうえで、点検箇所を決定し、合同点検を順次行っております。

あわせて、ご指摘いただいたスクールゾーンになっていない箇所については、確認してまいります。なお、点検結果やその後の対応につきましては、一定程度まとまった段階で、所管委員会にてご報告させていただく予定です。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 誰一人取り残さない北区のために

(五) 屈折検査について

【要旨】

屈折検査は専用機器で簡単な検査で弱視のリスクが判定できる。

厚生労働省は、二十十七年、三歳児健診で視力検査が適切に実施されるよう都道府県などに対して文書で連絡。それによると、子どもの目の機能は六歳までに完成するため、三歳児健診で異常を見逃すと視力を回復できないことがあり、弱視を発見できれば、就学までに治癒することが期待できる。

弱視は子ども五十人に一人いるとされ、三歳児健診で屈折検査を行う市町村は三割程度にとどまっている。

そこで伺う。国は来年度、三歳児で屈折検査を受けられるよう専用機器の購入費を補助することと、区においてもぜひ三歳児の屈折検査を導入すべきと考えるがいかがか。

坂口 勝也

公明

代表

二

二(五)

次に、屈折検査についてです。

北区の三歳児健診における視覚検査では、絵の指標を用いて、保護者が視力検査を行い、その結果に基づき、

医療機関での精密検査の必要性を判断しています。

三歳児健診で視覚検査の一環として

屈折検査を行うことは、弱視のリスクを判定し、視覚異常を早期に発見することで、治療に繋げることができる

有効な手段であると認識しています。

国では、屈折検査を三歳児健診に導入するよう、

全国の市区町村に促す方針を固め、

検査機器を購入する市区町村への補助制度を

創設すると聞いていますが、実施に向けては、

検査にあたる人員や場所の確保、医師会をはじめとする関係各所との調整が必要になります。

今後、国の動向を見据えるとともに、

他区の状況も参考にしながら、検討してまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 誰一人取り残さない北区のために

(六) 人工呼吸器について

【要旨】

常時、人工呼吸器を使用している在宅の障がい児

(者) や難病患者等の方は、災害等による長時間の停電発生時に発電機があるかどうかで命の危機に直面する。

近年の台風大雨等により非常用電源の購入費を補助する自治体が増えてきている。

埼玉県鴻巣市では、本年度より障がい者の日常生活用具の購入を補助する制度の対象品目に人工呼吸器用の自家発電機等を追加し、一台あたり十万円を上限に九割を補助している。

足立区でも昨年度から補助事業を開始している。

区内医療的ケアのお子さんをお持ちの保護者の方から、非常用電源装置の購入費の補助をとの声を伺っており、区において補助事業を行うべきと考えるが、見解は。

坂口 勝也

公明

代表

二

二(六)

次に、人工呼吸器の在宅使用者向け非常用電源についてお答えします。

在宅人工呼吸器使用者にとって、長時間の電源喪失は生命の危険に直結するものであり、区としても、停電時の電源確保は重要であると認識しています。

ご案内のあった足立区は、障害者総合支援法に基づく日常生活用具購入費助成の対象品目に、人工呼吸器用の自家発電機や蓄電池等を追加し、非常用電源の確保を支援しています。

また、東京都の「在宅人工呼吸器使用者療養支援事業」においても、自家発電機の購入費の助成をしていますが、対象品目への蓄電池の追加が検討されていると聞いています。

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

区といたしましては、東京都の検討状況、他区の実施状況もみながら、日常生活用具購入費助成の対象品目の拡充など、在宅 人工呼吸器使用者の非常用電源確保にかかる支援について、検討してまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 誰一人取り残さない北区のために

(七) 高齢者等の住宅確保について

【要旨】

ア、居住支援法人との協定と

高齢者の見守り・補償サービスの一部を助成する
事業の内容について

イ、住宅確保要配慮者専用住宅の登録数を
増やしていくための課題と

区の今後の取り組みについて

ウ、UR賃貸住宅における高齢者家賃減免制度を
導入すべきと考えるが、区の見解を伺う。

坂口 勝也

公明

代表

二

二(七) アイウ

次に、高齢者等の住宅確保について、お答えします。
はじめに、居住支援法人との協定と

高齢者の見守り・補償サービスの一部を助成する事業の内容についてです。

本協定は、住宅確保要配慮者の居住支援にかかる、各種事業の実施及び普及・促進や、情報共有などにおいて、

区と関係団体が連携して取り組むことにより、居住支援にかんする課題の解決を図ることを目的としています。

協定の相手先は、

東京都宅地建物取引業協会 北区支部 及び

全日本不動産協会 東京都本部 城北支部 並びに

東京都が指定した居住支援法人の

ホームネット株式会社で、

本年六月二十八日に締結しました。

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

また、本協定に基づく連携の一環として、
本年八月から、高齢者の見守り・補償サービスの
一部を助成する事業を開始いたしました。

住宅確保要配慮者の、

入居後の孤独死や遺品整理等に対する、
賃貸人の不安や懸念を軽減し、

円滑な入居を推進するため、

見守り機器設置契約時の初回登録料の一部を

区が賃貸人に対して助成するものです。

次に、住宅確保要配慮者専用住宅の

登録数を増やしていくための課題と

区の今後の取り組みについてです。

区においては、

住宅確保要配慮者専用住宅の登録が無く、

東京都全体でも約六百戸と、

実績が上がらない現状にあります。

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

その要因として、不動産業界からは、住宅確保要配慮者以外への広告・媒介(ばいかい)が
できなくなることや、
家賃低廉化補助の条件となっている、
「礼金・更新料等の徴収禁止」の規定などが、
商機(しょうき)の制限や収入低下につながる恐れがある
との意見が出ているところです。
区としましては、これまでも、
住宅確保要配慮者専用住宅の
登録数を増やしていくため、
特別区住宅担当課長会などをおして、
制度の要件緩和と補助の拡充などを
国に要望してまいりました。
引き続き、効果的な支援を行うよう、
要望してまいります。

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

次に、UR賃貸住宅における

高齢者家賃減免制度を導入すべきと考えるが、

区の見解をとのご質問にお答えします。

国の令和四年度の予算概算における要求概要では、

UR賃貸住宅について、

家賃の入居者負担軽減に対する

支援を強化すると示されています。

区としましては、高齢者の居住安定の一環として、

UR賃貸住宅における高齢者家賃減免制度の導入など、

住み慣れた場所で、

安心して生活を続けることができるよう、

今後の、

国及び東京都、並びにUR都市機構の動向を注視し、

適切に対応してまいりたいと考えています。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

三 デジタルトランスフォーメーション推進について

(一) 介護保険業務でのRPAシステム活用等について

【要旨】

介護保険業務でRPA(パソコンによる定型作業を自動化するソフトウェア)システムを活用した業務を開始するとのことで、内容と進捗状況を伺います。

愛知県豊橋市では、AIを活用したケアプラン作成を二〇二〇年度から本格運用している。AI活用のケアプラン作成の手順は、まずは認定調査項目と主治医意見書の内容を入力し、AIは蓄積されている過去のデータに基づきプランを提示。ケアマネは利用者の現状や要望などを踏まえて修正し、最適なプランを提案するというものです。区においてもケアマネの負担軽減や人材確保の観点からもAIを活用したケアプラン作成に取り組むべきと考えます。区の見解を伺います。

坂口 勝也

公明

代表

二

三(一)

次に、

デジタルトランスフォーメーション推進について、お答えします。

はじめに、介護保険における

RPA(アール・ピー・エー)システムを活用した業務についてです。

区では、要介護認定や

高額介護サービス費などの申請書に記載された内容を介護保険システムへ登録する事務に、

RPA(アール・ピー・エー)システムを導入し

試験的な運用を行ってきましたが、

介護保険システムとのデータ連携や、

帳票の読み取り精度に課題があります。

RPA(アール・ピー・エー)は定型的な事務の省力化を

図(ほか)るうえで有効なツールと捉えており、

本格運用に向け、課題解決に取り組んでまいります。

(次頁に続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁より続き)

次にA I (エー・アイ) を活用した
ケアプランの作成についてです。

国の調査研究事業では、

ケアマネジメント業務におけるA I (エー・アイ) の活用は
業務効率化などに一定の効果が得られたとしています。

一方で、A I (エー・アイ) によるケアプランは、

過去の事例のデータなどに基づき提案が行われるため、
実情にそぐわないプランが提案されるケースがあると
指摘されています。

国は、この点を今後の課題としていますが、

ケアプラン作成へのA I (エー・アイ) の活用は
推進することとし、現在、

民間事業者によるシステム開発も進められています。

区としましては、国の動向や民間事業者による

システム開発状況等を注視するとともに、
先行自治体における導入の効果や課題など
情報収集に努めてまいります。

坂口 勝也	公明	代表	二
-------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

三 デジタルトランスフォーメーションの推進について

(二) マイナンバーカードの利便性向上・普及促進及び
オンライン手続きの推進等について

ア 北区におけるマイナンバーカードによる

電子申請の内容と今後の拡大について

イ 区民の利便性向上のための、区の実践について

【要旨】

デジタル改革関連六法のデジタル社会形成関係整備法ではマイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続きの推進等がうたわれている。北区におけるマイナンバーを利用した子育てに関する電子申請の内容と現状、電子申請を今後さらに拡大すべき。また白岡市では、マイナンバーカードを利用し、スマートフォンから住民票の写しの請求や転出の届け出ができるサービスを始めた。区民の利便性向上のためにも、区も取り組んでみてはどうか。

坂口 勝也

公明

代表

二

三(二) ア・イ

次に、マイナンバーカードを利用した、

電子申請の内容と今後の拡大について、さらに、

区民の利便性向上のための、区の取組についてです。

北区におけるマイナンバーカードを利用した

電子申請は、マイナポータルのびったりサービス

において、児童手当等の現況届や、

児童手当等の額の改定の請求及び届出など

子育てにかんする、十三件の手続きが利用できます。

令和二年度においては、

九十六件の申請を受け付けました。

また、特別定額給付金の申請については、

一万八百六十二件、受け付けました。

北区では、マイナンバーカードの機能の一つである、

マイナポータルを

行政手続きのワンストップサービスに

活用することを掲げており、

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

また、昨年十二月、国が策定した、

「自治体 デジタル トランス フォーメーション

推進計画」の重点取組事項として、

「自治体の行政手続のオンライン化」

も示されています。

こうした状況を踏まえながら、

電子申請メニューの拡大、推進を図ってまいります。

なお、マイナンバーカードを利用した、

独自サービスにつきましては、

今後、区民ニーズを幅広く捉えながら、

他自治体の取組みなども参考に、

検討してまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

三 デジタルトランスフォーメーションの推進について
(三) マイナンバーカードの健康保険証として利用できるメリットを含め、さらなる周知徹底を

【要旨】

本年三月以降、北区でも一部医療機関でマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになり、十月からは本格運用の予定となっている。転居しても健康保険証として引き続き利用でき、マイナポータルで特定検診情報や薬剤情報・医療費が見られ、確定申告の医療費控除ができるようになる。また、先のデジタル社会整備法において今後スマートフォンにマイナンバーカードを搭載できるようになり、さらなる利便性の向上が期待される。区民へマイナンバーカードの健康保険証として利用できるメリットを含め、さらなる周知徹底を求める。

坂口 勝也

公明

代表

二

三(三)

次に、マイナンバーカードの

健康保険証として利用できるメリットを含め、

さらなる周知徹底を、についてお答えいたします。

本年十月より、マイナンバーカードの

健康保険証としての

本格運用が予定されております。

また、令和三年二月、国が示した、

マイナンバーカードのロードマップ(案)では、

今後、カード機能の

スマートフォン搭載の実現や、

運転免許証との一体化など、

更なる利便性向上が計画されています。

今後、医療機関等の

環境整備状況を見極めながら、

適切な時期を捉え、

健康保険証として利用できるメリットや、

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公 明

代 表

二

(前頁から続く)

利便性の向上など、
各種マイナンバーカードの機能について、
更なる周知に努めてまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

三 デジタルトランスフォーメーションの推進について
(四) 専管組織の設置とCDO(シーディーオー)などの外部人材の登用について

【要旨】

デジタル改革連六法の「地方公共団体情報の標準化に関する法律」では、いままで統一していなかった住民基本台帳や選挙人名簿の管理、年金や介護など十七業務について、地方自治体の情報システムを二〇二五年度末までに統一する目標を掲げている。北区のデジタルトランスフォーメーション推進とともにデジタル庁のような区長部局直属の専管組織をつくり取り組んでいく必要がある。また、CDO(最高デジタル責任者)などの外部人材の登用も検討すべき。

*CIO(最高情報統括責任者) 補佐官

業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する

専門的な知識・経験を有し、独立性・中立性を有する外部専門家で、

CIO及び情報システム管理担当者に対する支援・助言等を行う者。

坂口 勝也

公明

代表

二

三(四)

次に、専管組織の設置と

CDO(シーディーオー)などの

外部人材の登用について、お答えいたします。

本年七月に公開された

自治体 デジタル トランス フォーメーション

推進手順書では、地方自治体に対して、

組織体制の整備、職員の育成、

外部専門人材の確保など、

デジタル トランス フォーメーション

推進体制の構築とともに、

自治体情報システムの標準化・共通化、

行政手続きのオンライン化など、

様々な取り組みの推進が求められています。

北区においても、外部専門人材を

CIO(シーアイオー)補佐官として、

登用を図り、

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

北区版 デジタル トランス フォーメーション
推進方針の、策定に対する提言や助言、
各種取り組みに対するアドバイス、
職員研修の講師を
担っていただくことを想定し、
令和四年度の任用に向けて、
準備を進めております。

なお、組織のあり方につきましては、
北区版 デジタル トランス フォーメーション
推進方針を、策定する中で、
情報政策課 ICT (アイシーティ) 戦略部門の
強化や再編を含め、
十分に検討してまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

四 希望と感動の東京オリンピック・パラリンピックを終えて

(一) ハンガリーとの今後の交流について

【要旨】

(一) ハンガリー柔道協会とフェンシング連盟との交流は、当初予定していた区民交流ができなかったが、志茂子ども交流館での交流や北とぴあでの報告会は大変有意義なものであった。平成30年から続いた、両競技団体との交流を是非何らかの形で継続すべきと考えるが、区の見解を伺う。

坂口 勝也

公明

代表

二

四(一)

次に、希望と感動の東京オリンピック・パラリンピックを終えて、のうち、ハンガリーとの交流を、是非、何らかの形で継続すべき、とのご質問について、お答えいたします。

区では、平成三十年度に、ハンガリー柔道及びフェンシング両競技団体と事前キャンプ実施に係る覚書を締結し、この間、受入れ準備を進めるとともに、学校や児童館、地域団体との連携により、選手等による小学校訪問や柔道教室、メッセージ交換、オンライン交流会など、様々な交流を行ってきました。

また、東京2020(にーぜろ・にーぜろ)オリンピック競技大会終了後は、多くのホストタウンが交流を断念するなか、

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

国のルールに基づき、徹底した感染症対策のもと、選手との対面での交流会や、報告会を実施しました。

フェンシングで、オリンピック三連覇を達成した、金メダリストの

シラギ・アロン選手をはじめとした

ハンガリー選手の活躍もあり、

交流会や報告会に参加した子どもたちは、

世界のトップアスリートとの対面に、

目を輝かせ、交流を楽しんでいました。

世界のトップアスリートとの交流は、

国際理解の促進はもとより、夢や希望を持ち、

目標に向けて挑戦することの大切さを伝え、

子どもたちの目を世界へと向ける好機でもあったと

認識しています。

区としましては、

今後も、ハンガリー両競技団体の意向を尊重しつつ、

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

国際大会等における、

選手関係者の

来日の機会を捉えての交流など、

引き続き、「トップアスリートのまち・北区」として、

スポーツを通(つう)じた交流を検討してまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

四 希望と感動の東京2020オリンピック・パラリンピックを終えて

(一) 会派として区民からの声をもとに以前から要望しているスケートパーク場やバスケットボールの3×3 (スリー・エックス・スリー) などの場所の区内整備を求める。

【要旨】 今回のオリンピックピックでは四競技十六種目の新競技が追加になり、特にスケートボードでは五つのメダル獲得する快挙を成し遂げた。

会派として以前より区民からの声をもとに要望しているスケートパーク場、

3×3 (スリー・エックス・スリー) などの場所を区内に整備できないか。

3×3 (正式呼称：スリーエックススリー) は、ストリート・バスケットボールなどで普及している3人制バスケットボールの一形態でストリートボール3on3から生まれたスポーツ。国際バスケットボール連盟 (FIBA) が国際競技連盟として推進しているスポーツ競技である。2020年東京オリンピック大会では、正式種目として採用される。旧名称はスリーバイスリー

坂口 勝也

公明

代表

二

四(二)

次に、スケートパーク場やバスケットの3×3(スリー・エックス・スリー)などの場所を区内に整備できないか、とのご質問です。

東京2020(にーぜろ・にーぜろ)オリンピック

競技大会における日本代表選手の活躍は素晴らしく、とりわけ新競技・新種目として採用された

スケートボードや3×3(スリー・エックス・スリー)

バスケットボールなど、アーバンスポーツにおける

若手アスリートの活躍は目覚ましいものがありました。

今回の日本代表勢の活躍を機に、今後、

若い世代を中心に競技人口のさらなる増加も

想定されるところです。

現在、スケートパーク場については、二十三区中六区で施設整備が行われており、競技会場となった有明アーバンスポーツパークの跡地利用についての検討も進められていると聞いています。

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(前頁から続く)

施設の整備にあたっては、

競技形態を踏まえた敷地の確保や安全対策、

音への配慮、マナー啓発など、

いくつかの課題があると認識しておりますが、

他自治体での整備事例も参考にしつつ、

今後の競技人口や競技ニーズの動向等も踏まえながら、

区内での整備の可能性について

検証を進めてまいります。

坂口 勝也

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

四 希望と感動の東京オリンピック・パラリンピックを終えて

(三) 国や東京都と連携したレガシーとしての記念施設の整備について

【要旨】

(三) 東京2020大会を後世へ伝え、北区の魅力を内外へ発信するために、レガシーとして東京2020大会記念施設を東京都や国と連携して整備できないか。区の考えを伺う。

四(三)

最後に、国や東京都と連携したレガシーとしての記念施設の整備にかんする、
ご質問にお答えいたします。

東京2020(にーぜろ・にーぜろ)大会は、
コロナ禍での開催となりましたが、
連日、熱戦が繰り広げられ、
多くの勇気と希望、感動が届けられました。
何よりも、国を超え、選手が健闘をたたえ合う姿には、
私も胸が大変熱くなり、パラリンピックでは、
人間の可能性は無限であるとも感じました。
区民の皆さまの心にも、深く刻まれたことと思います。
特に、日本代表選手団の多くは、西が丘にある
味の素ナショナルトレーニングセンターを
拠点として大会へ臨み、
オリンピックでは、史上最多のメダルを獲得、
パラリンピックでは、

(前頁から続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(後頁へ続く)

前回大会の倍以上のメダルを獲得しました。

区としましては、この熱戦の記憶を、後世に伝えるとともに、

「トップアスリートのまち・北区」を

区内外へ広く発信していくことが、大変重要であると認識しています。

オリ・パラ共用施設である

味の素ナショナルトレーニングセンター・イーストに併設されている見学コースには、

日本代表選手のユニフォームやスポーツ用具などが展示されています。

この見学コース内の展示物については、

東京2020(にーぜろ・にーぜろ)大会関連の展示へ、一部変更を検討していると、施設管理者である独立行政法人 日本スポーツ振興センターから伺っています。

(前頁から続く)

坂口 勝也

公明

代表

二

(後頁へ続く)

一方で、施設内の展示可能なエリアは限られており、新たな展示エリアを設けるといった対応は難しく、また、新たな施設の整備も、難しいとも伺っています。区としましては、引き続き、国や東京都、関係機関と連携しながら、味の素ナショナルトレーニングセンター一帯が、東京2020(にーぜろ・にーぜろ)大会のレガシーを伝え、北区の魅力を区内外へ発信する地域となるよう、努めてまいります。